



## ◆安全帯に係る法令改正のご案内◆

池戸 宏光

(以下「安衛則」という)等の改正が行われました。主な改正点は、次のとおりです。

1、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更します

●安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更します。

(労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号)

●墜落制止用器具として認められる器具は、胴ベルト型(一本つり)とハーネス型(一本つり)になります。胴ベルト型(U字つり)は墜落を制止する機能がないことから認められないこととなります。

2、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

●墜落制止用器具は、フルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6・

75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用することができません。

3、「安全衛生特別教育」が必要になります

●高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)は、特別教育の対象業務になります。

(安衛則第36条第41号)

●教育時間は、6時間(学科4・5時間、実技1・5時間)です。

●適用日時点(平成31年2月1日)において、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な場所で行う作業又は胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者及びロープ高所作業特別教育又は足場の組

立て等特別教育を受けた者は学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

4、その他

●安全帯の使用を義務付けている安衛則等の規定は、「墜落による危険のおそれに応じた性能を要する墜落制止用器具」(「要求性能墜落制止用器具」という)を使用させるに改められます。(安衛則第518条第2項ほか)

●墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が公表されて

います。(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

●要求性能墜落制止用器具の選定要件は、平成31年1月に改正予定の墜落制止用器具の構造規格と上記ガイドラインにおいて規定されます。

●施行・適用日は、平成31年2月1日です。

●経過措置により、現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)は2022(平成34年)年1月1日までの間、使用することができます。(平成30年6月22日付け基発0622第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」)

(池戸労働安全管理事務所 長)



「墜落・転落災害からあなたを守る こうして使おう! フルハーネス型墜落制止用器具」(540円)  
(中央労働災害防止協会発行)

※当協会総合受付にて注文を承ります(☎052-961-1666)